債権者集会招集

平成２１年（フ）第１３号
愛媛県西条市楠甲846番地４
破産者　トウヨテリー株式会社
１　期日　平成23年９月12日午前11時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月10日　松山地方裁判所西条支部
平成２２年（フ）第７４７４号
大阪市西成区花園南２－８－28―1207、住民票上の住所大阪市浪速区湊町１丁目２番17―3205号
破産者　井上　政勇
１　期日　平成23年８月８日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第４４２号
熊本県菊池郡大津町大字室338番地１
破産者　野崎　和志
異議申述期間　平成23年７月29日まで
平成23年６月10日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２号
岐阜県高山市下岡本町1382番地
破産者　野村　泰久
免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
平成23年６月９日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０１８号
東京都渋谷区東１丁目26番32号
清算株式会社　株式会社アナザードア
代表清算人　安藤敬太郎
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第２号
東京都新宿区若松町15番13号
再生債務者　株式会社ルネッサンス（旧商号　マークス株式会社）
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

保全管理命令

平成２３年（再）第１号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目264番地
再生債務者　日本地下資源開発株式会社
１　主文　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　岐阜市端詰町55番地　オフィスＩ・Ｏ・Ｐ２階　弁護士　毛利　哲朗
３　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成23年６月９日　岐阜地方裁判所

再生手続開始

平成２３年（再）第４４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目53番２号
再生債務者　株式会社フォー・アンド・コレー
１　決定年月日時　平成23年６月７日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月９日から平成23年８月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第１１４号
東京都中央区八丁堀２丁目15番１号
再生債務者　ユーホーケミカル株式会社
決定の要旨　平成23年６月１日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成23年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
東京都中央区日本橋大伝馬町17番４号
再生債務者　株式会社高和
１　決議に付する再生計画案　平成23年５月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月20日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年７月12日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
平成23年６月７日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再）第２号
沖縄県那覇市赤嶺１丁目３番１号
再生債務者　株式会社マンモス漁具
１　決議に付する再生計画案　平成23年５月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成23年７月11日まで及び平成23年７月14日午後３時30分債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月14日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
平成23年６月６日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続廃止

平成２３年（再）第１号
岐阜県各務原市前渡東町８丁目264番地
再生債務者　日本地下資源開発株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年６月９日　岐阜地方裁判所

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２号
東京都新宿区若松町15番13号
再生債務者　株式会社ルネッサンス（旧商号　マークス株式会社）
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区虎ノ門１－１―20虎ノ門実業会館８階　元木・上野法律会計事務所　弁護士　上野　　保
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３号
岩手県一関市萩荘字白山田24番地　プルーデンスⅡ201
再生債務者　髙橋　克志
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月19日から平成23年８月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部
平成２３年（再イ）第１２６号
千葉県浦安市富士見２丁目20番33―101号　フレアーマンションオオツカ
再生債務者　小松　一喜
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月12日から平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（再イ）第１３１号
千葉県船橋市藤原６丁目23番１―501号
再生債務者　下道　圭介
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月12日から平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係